簡易な修繕工事の登録申請について

- 伊東市内に主たる事業所を有する者
- 伊東市が発注する１００万円未満の修繕工事
- 登録期間　最長２年（２年更新）
  ２０２４年4月１日から２０２６年の3月３１日まで
- 受付期間　（定時）　西暦偶数年　２月１日～末日
  （追加）　西暦奇数年　２月１日～１５日
  毎年　９月１日～１０日
- 提出書類
  （証明書は３か月以内に発行されたものに限る。写し可）

□　簡易な修繕工事参加登録申請書

□　誓約書

□　納税証明書（伊東市が賦課する市税の全て）

下記のうち、該当するものを提出（直近納期到来年度分）	
法人の場合	個人事業主の場合
法人市民税(直近事業年度分) 法人固定資産税　※２ 法人軽自動車税 代表者の市県民税　※１ 代表者の固定資産税　※２ 代表者の国民健康保険税 代表者の軽自動車税	代表者の市県民税　※１ 代表者の固定資産税　※２ 代表者の国民健康保険税 代表者の軽自動車税

※１　代表者に市県民税の賦課がない場合は非課税証明書

※２　共有分は除く

第１期納期

固定資産税	４月末	市県民税	６月末
軽自動車税	５月末	国民健康保険税	７月末